# 平成28年9月定例会 県土整備委員会(事前) 平成28年9月21日(水) 〔委員会の概要 危機管理部関係〕

## 島田委員長

休憩前に引き続き,委員会を開きます。(11時12分)

これより、危機管理部関係の調査を行います。

この際,危機管理部関係の9月定例会提出予定議案について,理事者側から説明を願うとともに,報告事項があれば,これを受けることにいたします。

### 【提出予定議案】(資料①)

- 議案第1号 平成28年度徳島県一般会計補正予算 (第2号)
- 議案第3号 旅館業法施行条例の一部改正について

## 【報告事項】

- 台風16号(平成28年9月20日)に関する被害の状況等について(資料②)
- 鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定の再締結について(資料③)
- 消費者庁,消費者委員会,国民生活センターの徳島移転について(資料④)
- 理容師法施行条例及び美容師法施行条例の見直しについて(資料⑤)

#### 小原危機管理部長

提出予定案件の説明に先立ち、1点、御報告いたします。

台風16号に関する被害の状況等についてでございます。

お手元に御配付の委員会資料を御覧ください。今回の台風は,四国の南岸を通過した後に紀伊半島に上陸するという,県南部を中心に雨量が多くなるというコースを取り,本県へ記録的豪雨をもたらしました。

本台風に伴う気象警報としましては、最接近の前日であります、9月19日16時43分の 三好市、東みよし町の大雨警報に始まり、翌20日4時12分には、県下の全市町村に大雨、 洪水、暴風警報が発表されました。

また,同日12時10分までには,松茂町,北島町,藍住町を除く,土砂災害危険箇所を有する21市町村全てに土砂災害警戒情報が発表されました。

県では、警報の発表後直ちに徳島県災害対策連絡本部を設置し、さらに本県への台風接近に伴い、9月20日8時30分には災害対策警戒本部へ移行、関係機関と連絡調整を図りながら、大規模な災害に備えたところであります。

続きまして、被害の状況について速報値ではございますが、御報告いたします。

中段3番,人的被害につきましては徳島市で1名,阿南市で1名の負傷者が報告されております。その程度については現在調査中であります。

次に4番、住家被害につきましては、徳島市で床上、床下合わせて46棟阿南市で床上浸

水11棟、床下浸水20棟、つるぎ町で床上浸水が1棟、佐那河内村で床下浸水が3棟、その他の地域における被害、及び5番、非住家被害については調査中であります。

次に6番,避難の状況についてでありますが、それぞれ最大時で避難指示が、阿南市で1万2,229世帯、2万9,966人、避難勧告が、5市6町1村で4万6,942世帯、10万7,655人、避難準備情報が、8市10町で26万7,854世帯、60万7,363人を対象に発表されたところであります。

21日8時30分現在での道路規制情報につきましては、県管理道路通行止めが、8路線で9か所となります。

同じく21日8時30分現在での土砂災害については、阿南市で2か所となります。その他の地域については現在調査中であります。

また,17日11時降り始めから20日20時までの雨量につきましては,多いところで美波町日和佐では387.0ミリメートル,海陽町では342.5ミリメートル,徳島市で315.5ミリメートルとなっております。

今後,調査により,被害の詳細が判明してまいりますが,市町村と緊密に連携しながら,対応に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、台風16号に関する被害の状況について御報告いたします。

危機管理部から9月定例会に提出を予定しております案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の危機管理部の県土整備委員会説明資料に基づき、御説明申し上げます。 資料の1ページをお開きください。

危機管理部における 9月補正予算案といたしまして、最下段計の欄から 3 列目に記載のとおり、 7 億 2,931 万 8,000 円の補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、60億 9,191 万 2,000 円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

補正予算の課別主要事項について、御説明申し上げます。

まず、危機管理政策課についてであります。上から4段目、防災総務費の摘要欄①、アの行政BCPパワーアップ事業では、災害時における行政機能の維持と、全県的な災害対応力の向上を図るため、熊本地震を踏まえた県庁BCPの見直しを行うとともに、市町村BCPの策定や見直しを支援する経費として200万円を計上しており、危機管理政策課計で、1,107万7,000円を計上いたしております。

続きまして、3ページを御覧ください。

とくしまゼロ作戦課についてであります。上から3段目,防災総務費の摘要欄①,アの中央構造線活断層帯直下型地震被害想定策定事業では,中央構造線を震源とする直下型地震への対策を促進するための基礎となる震度分布や被害想定を策定する経費として,800万円を計上しております。

なお、当事業につきましては、平成28年度、平成29年度の2か年で実施することとし、 平成29年度執行分につきましては、後ほど御説明いたしますが、債務負担行為の設定をお 願いしたいと考えております。 次に、イの災害時トイレ確保対策事業では、トイレ環境の悪化による災害関連死の発生を防ぐため、体系的・計画的に、災害時のトイレ確保に取り組むための基本計画を策定するとともに、災害時におけるトイレの重要性を広く啓発する経費として、230万円を計上しております。

また、ウの災害医療推進基金積立金では、災害時に、医学的管理を必要とする要配慮者への支援経費に充てるため、基金への積立金として7億73万7,000円を計上しており、とくしまゼロ作戦課計で、7億1,324万1,000円を計上いたしております。

続きまして、4ページをお開きください。

消費者行政推進課についてであります。

上から2段目,消費者行政推進費の摘要欄①,アの新次元消費者行政創造拠点推進事業では,消費者庁等による新次元の消費者行政創造拠点の円滑な設置運営を始め,この拠点が十分に機能を発揮できるよう,県としてしっかりとサポートするため,県内での新たな消費者行政や消費者教育の展開に向けた調査などを実施する経費として,消費者行政推進課計で,500万円を計上いたしております。

5ページを御覧ください。

債務負担行為についてであります。

先ほど、御説明いたしました、中央構造線活断層帯直下型地震被害想定策定業務委託契約につきまして、平成29年度に、限度額600万円の債務負担行為の設定をお願いするものであります。

6ページをお開きください。

その他の議案等として、条例案1件、提出を予定いたしております。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例についてであります。旅館業法施行令の一部が 改正されたことに伴い、簡易宿所営業の玄関帳場等の設置や1客室の床面積に係る構造設 備の基準を緩和するものであります。

危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

この際, 3点, 御報告申し上げます。

まず, 1点目は, 鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定の再締結についてであります。

お手元に御配付の資料1を御覧ください。

本県と鳥取県は、大規模災害時に同時被災する可能性が低い地理的状況にあることから、最下段の参考に記載のとおり、平成16年に、隔遠地間としては、都道府県レベルで初の取組として、隔遠地間の相互応援協定を締結し、これまで順次見直しを行ってきたところでございます。

この度,熊本地震で,顕在化した様々な課題を踏まえ,相互応援協定の内容の拡充や相互応援活動要領の見直しを行い,去る9月12日,両県知事による協定の再締結式を行ったところでございます。

具体的な内容としましては、1に記載のとおり、新たに災害対策本部運営、物資受入れ 手順等の標準化に関する共同研究を行うことや、震度に応じたスケール別の人的プッシュ 支援、システム相互利用による情報の共有化を行うことなどを規定しております。 今後,この協定に基づき実施する具体的な取組が全国モデルとなるよう,実効性を高めるとともに,これまで両県で築き上げた顔の見える関係の更なる強化により,両県民の安全・安心が向上できるようしっかりと取り組んでまいります。

2点目は、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの徳島移転についてであります。 お手元に御配付の資料 2 を御覧ください。

去る9月1日,安倍総理を本部長とするまち・ひと・しごと創生本部において,政府関係機関の地方移転に係る今後の取組についてが決定されました。

このうち、消費者庁等の移転につきましては、消費者行政新未来創造オフィス(仮称)を平成29年度に本県に開設し、周辺地域も含めた消費者行政の関係者とのネットワークを整備しつつ、分析、研究、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施していくこと。また、本県において、主として関西、中国、四国地域の対象者を中心とした研修等や、徳島県を実証フィールドとした、先駆的な商品テストのプロジェクトを実施すること。そして、3年後をめどに検証し、見直しを行うことが明記されました。これまで、要請活動を熱心に展開していただいた議員各位に、深く感謝申し上げます。

今後とも,新拠点の整備と新次元の消費者行政の創造に向け,消費者庁を全力でサポートするとともに,全庁一丸となって,消費者庁等の全面移転に向けた取組を推進してまいりますので,引き続き,御理解,御協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 3点目は、理容師法施行条例、及び美容師法施行条例の見直しについてであります。 お手元に御配付の資料3を御覧ください。
- 1, 見直しの趣旨といたしまして, 東京圏を中心に, 洗髪設備を有しない理容所, 美容所や, 出張理容, 出張美容を行う理容師, 美容師が急増しており, 衛生水準の確保が課題となっていることから, 法の目的である公衆衛生の向上に資するために条例の見直しを行いたいと考えております。
  - 2, 見直しの方向性といたしましては、2点ございます。
- 1点目は、理容所、美容所に流水式洗髪設備の設置義務付けを追加するものでございます。 2点目は、出張理容、出張美容を行う場合に、届出の義務化等を追加するものでございます。
- 3, 今後の予定といたしまして, 今月下旬からパブリックコメントを行いました後, 12月議会におきまして条例案の御審議をお願いしたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

#### 島田委員長

これより質疑に入ります。 それでは、質疑をどうぞ。

#### 岩佐委員

最初に、報告がありました今回の台風の被害なんですけども、いろんなところで浸水・ 冠水の被害があったというふうに私も実感をしているところなんですけども、報告であり ました道路の規制情報についてもう少し情報を頂けたらと思います。

今回,9月21日8時30分現在で8路線9か所ということなんですけれども,一応わかる 範囲で構わないんですけれども,どういう路線で,どういう箇所で,どれぐらいの間,規 制をしていたのかということをわかる範囲で教えていただけたらと思います。

## 坂東とくしまゼロ作戦課長

道路の通行規制の状況についての御質問でございます。

8時30分現在で8路線9か所ということでございますが、実際にはそれまでに解除されている路線が多数ございます。

現在通行止めとなっているところにつきましては、例えば主要地方道の36号日和佐上那 賀線、これが美波町山河内大越から海部郡那賀郡の郡境まで止まっておりまして、これは 何か災害があったということではなくて、異常気象の通行止めといいまして、降雨量が一 定基準に達した場合に止まるものでございます。これが9月20日の11時半から規制がかかっているという状況でございます。

あと幾つか申し上げますと、潜水橋で津田川島線、それから市場学停車場線等々、潜水橋関係で3路線。それから、和食勝浦線、こちらは倒木のため昨日14時15分から全面通行止めになっております。あと、山腹崩壊とか倒木。山腹崩壊につきましては石井神山線、こちらが山腹崩壊で昨日14時15分から、それから、古屋日浦線、こちらが倒木のため昨日の15時から、あと、石井引田線、こちらが、これは土砂の流出によりまして昨日18時から全面通行止めとなっております。

#### 岩佐委員

そしたら、今回、今書かれている倒木であったりとか潜水橋等にもあるんですけど、例 えばこれ以外にも一時的な冠水によっての通行止め区間というのは多数あったわけなんで すか。

#### 坂東とくしまゼロ作戦課長

一時的な通行止めにつきましては、延べでいいますと75か所で通行止めがございました。 それぞれ異常気象。降雨の影響がありましたので、路線ごとに違いますけれども、一定の 降雨量に達したために被害がない場合でも通行止めを行っているもの、それから、道路冠 水の通行止め等々がございますが、多くは昨日中に解除されているという状況でございま す。

#### 岩佐委員

実際,昨日雨がかなり降るということで,私もいろんなところを見て回ったところもあったんですけども,その中で通行止めにはなってはないんですけれども,実際10センチメートルから20センチメートルぐらいのところを車が無理に渡っているというような状況もよく見てきました。そういう中で,対向車線のほうが若干水深が低かったのかわからないんですけども,そこで車が止まっていると。多分エンジンが止まってしまって動きよう

がないということで、片側の車線が潰れているというような状況も見てきたんですけども、 冠水による例えば通行規制というか、通行止めという部分に関して、その判断基準という のは特にあるんでしょうか。ちょっと教えていただきたいと思いますけど。

## 島田委員長

小休いたします。(11時30分)

## 島田委員長

再開いたします。(11時30分)

## 坂東とくしまゼロ作戦課長

冠水による通行止めにつきましては、市道、県道、国道それぞれの道路管理者や、市街地でありますとかそれ以外の地域ごとに、それぞれ基準を設けておりますが、危機管理部ではそれら全てを統括しておりませんので、まず基準につきましてはそれぞれの道路管理者でそれに基づいて通行止めをかけているということで御了知いただければと考えております。

## 岩佐委員

規制に関しては道路管理者ごとによってということであったり、また、危機管理部というより県土整備部のほうなのかなと思います。また今後、付託委員会のほうとかでも、こういう規制であったりとか、こういうところが危ないですよというようなことで、啓発ということに今後も力を入れていっていただいて、今回まだ1時間少々ぐらいの集中的な豪雨であったんですけど、万が一、通行止めが長引くことによって更に渋滞というのが広がることによって、緊急の物資の輸送等にも影響しないように、いろいろ質問をさせていただきたいと思っております。まずは今回の現状ということでお聞きをいたしました。ありがとうございます。

### 達田委員

私も台風関係なんですけども、情報が住民の皆さんにちゃんと届いているかどうかという点でお尋ねしたいんですが、実はものすごく雨が降っておりましたときに、何か放送しているんですけども何と言ってるかは聞こえないんですよね。そういう所が多いと。何か言ってくれているんだけど聞こえないと。以前からそういう情報が伝わりにくいんだというようなところがいろいろ指摘もされてきたんですけれども、伝えるという工夫ですね、どのように改善されてきたのかお尋ねしておきたいと思います。

### 坂東とくしまゼロ作戦課長

住民の方向けの危険情報の伝達についての御質問でございます。

従来、情報伝達、例えば避難勧告でありますとか避難指示といった避難情報の伝達につきましては、主に市町村から、例えば屋外でスピーカーを電柱なんかに付けている、同報

無線という形で伝達をする、又は広報車によってそれぞれ回っていくというふうな形が主流でございました。

この住民の方への情報伝達につきましては東日本大震災以後かなり改善をされておりまして、現在は、こうした同報無線に加えまして、例えば防災ラジオという無線を受信できるようなタイプのラジオの配布でありますとか、個別受信端末といいまして、それぞれの御家庭にそういう端末を置いて、昔の有線放送のような形でそこから声を聞くことができるようなタイプの物がございます。

そして、最近ですと更に携帯電話とかスマートフォンなどに向けて、登録をしているしていないにかかわらず、そのエリアにいる方に対して緊急速報メールというふうな形で一斉に情報を伝えるという形がとられております。

緊急速報メールにつきましては現在24市町村全ての市町村で利用ができる状態になって おりまして、昨日の台風16号におきましても避難勧告、避難指示等の情報伝達について活 用されているところでございます。

## 達田委員

携帯電話につきましては何回も鳴りまして、避難してくださいとか情報が来るんですけれども、携帯を持っている人はいいんですけども、持っていない方、特に高齢者の方でいち早く避難をしていただきたいというような方が携帯を持っていないという方が多いわけですよね。そういう方が、避難してくださいよと公民館なんかが放送をしましても、昨日の場合でしたらば雨戸も閉めていたと。何か外で音がしているようだから、雨戸も開けてみたのだけれども、ザアザアザアずア音がして全然何て言っているのかわからなかったというような方がやっぱり何人かいました。ですから、こういう機器はありますよといいましても、導入されていなかったら伝わらないので、そういうときに情報がちゃんと伝わっていますかと、聞こえましたかというような調査をして、それで改善をしていかないと、いつまでも同じ状況だと思うんですよ。

ですから、各市町村においてそういう調査はやられているのか、もしやっていないとすればちゃんとやっていただいて、そして、改善をしていくという取組が必要だと思うんですけども、その点は県としてどうでしょうか。

#### 坂東とくしまゼロ作戦課長

情報伝達について、機器だけにとどまらず確実に伝わっているかどうかの調査という御 質問でございます。

情報の伝達につきましては、先ほどはどういう機械を使って情報伝達をしているかということについて御紹介をさせていただきました。もう一つ、それぞれ、例えば自主防災組織でありますとか地域の方による声掛け、避難をするときにそれぞれ個別の方がただ単に個人単位で避難をするのではなくて、近隣の方、特に先ほどお話のありましたような高齢者の方に対して声掛けをして一緒に避難をするというふうな形の取組を我々のほうでも推奨しております。機械から流れてくる音声というものではなくて、直接、人から一緒に避難しましょうというふうにお声がけをしていただくというのが非常に効果的であるという

結果が出ておりまして、こうした取組について自主防災組織でありますとか近隣の住民の 方への働き掛けというものを啓発しているところでございます。

## 達田委員

是非各地元で、それぞれの自分の住んでいる所でちゃんと情報が入るかどうかというのがチェックできるような、そういう方法を考えていただけたらと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

それから、被害の状況等について、今、報告を頂いたんですけども、実は今朝までこの数がホームページではわからなかったのです。それで、床上床下浸水なんかも1軒とか書いてあって、そんなはずないのにおかしいなと思って見てましたら、ここでちょっと数字が増えてきたんですけども、これは精査中の数字ですよね。

ホームページに上がる数字というのは非常に遅いように思うんですけども。実は私も、被害を受けてますよというような所へ、昨日、様子を見に行ったりしたんですが、情報がとにかくこっちにも入らないものですからどこへ見に行っていいかわからないというか、人に聞きながら行ったという、そういう状況なんです。ですから、どうしてホームページの情報がそんなに遅いのか、教えていただけますか。

## 坂東とくしまゼロ作戦課長

災害の被害状況の集約、把握の速度についての御質問でございます。

今回,この台風につきましては昨日午後1時,2時ぐらいに台風の雨域を抜けて,ただ,その後も河川の水位につきましては上昇しているという状況でございました。河川の水位について一定の水準まで落ちついている,これから下がってくるというふうな状況がわかるまで,なかなか被害の調査というものに市町村が出にくい。どちらかというと,その後,例えば水位が上がってきて,それに対応して例えば避難を更に呼び掛ける必要があるのかとか,実際に越流が始まったような場合であれば,それに対応するというふうなところに人手をとられていたのではないかと考えております。

情報の共有ということにつきましては、徳島県では全市町村と災害時情報共有システムというシステムの間でそれぞれ随時情報を入れていただくような形はとっております。また、市町村に県職員を派遣して、必要に応じてそうした情報を、待ちではなくてこちらから出かけていって収集するというふうな体制もとっておるところではありますが、昨日につきましては、その情報についてかなり浸水被害が広い範囲に及んでいたということで、当然浸水をしているという状況については市町村のほうでも把握をしていたと考えておりますが、それが戸数として上がってくるのには、若干時間的な猶予をいただければと考えております。この点、御了承いただければと思います。

## 達田委員

ここで床上とか床下とか書かれているのは、ここは床上浸水ですよと市がちゃんと認定 した数ですか。それとも見た目で浸水していましたよという、そういう数ですか。

#### 坂東とくしまゼロ作戦課長

ここで出ております床上、床下につきましては、おおむね確実なもの、明らかなものというふうに考えております。例えば徳島市であれば46棟となっておりますが、床上、床下、その中身について、区分についてはこれから精査ということになっておりますし、ほかの地域についても、浸水被害が出ている地域でこれがさらに床上になるのか床下になるのか、まだ把握していない数字がこれからさらに増えると思いますけれども、ここに出てきている数字はおおむね確実なところというふうに考えております。

#### 達田委員

台風でたくさん雨が降りますと、浸水する地区というのが大体毎年同じようなところが 浸水しておりますよね。幸い加茂谷地区なんかは今回床上まで来ることがなかったんです けれども、やっぱり山からどんどん水が落ちてくるとか、そして水がなかなかはけないの で、それで浸水してしまうというようなところもあるということで、本当にいろんな情報 をその近所の方に知っていただいて、早く避難してくださいよと、避難所がなかったら2 階へ行きましょうよということでお知らせする必要があると思いますので、それが聞こえ ないというと本当にどうやって何をしていいかわからないと。

実は今朝,山崩れが起きた家にも行ってきたんですが,あっという間に来たと。何か小石がパラパラ来ている,危ないな,2階にいないといけないと思っていたらあっという間に来たということで,本当に危機一髪だったということなんですけれども,非常に情報というのが大切だなと思いますので,その点よろしくお願いいたします。

それと、もう1点は、先ほど岩佐委員のほうからもお話があったんですが、道路が冠水して、それを知らずに行って、通れない、冠水しているけど、これぐらいだったら通れるのではないかということでザブザブと入っていく人がいるわけですよね。そしたら、車も傷むのかもわからんのですけど、その両側のおうちに波が入ってくるわけなんですよ。ただでさえ浸水しているのにさらに波が入ってきて本当に困りますと。ですから、通行止めにするんだったらとにかくいち早くしてもらわなければ困るということを言われたんですけども、その通行止めの基準、いつするのかというのが問題だと思うんですけども、やっぱり近所の人がしていいものなのかね。その点、どういうふうに対応したらいいんでしょうか。

## 坂東とくしまゼロ作戦課長

道路の通行止めにつきましては、道路交通法若しくは道路法に基づいて通行規制というのを行いますので、近隣の方が自主的に止めるということは法律上はできなくなっております。この点、今頂きました御意見も含めて道路管理者、徳島県ですと県土整備部になりますし、市町村の道路管理者も含めまして、頂きました御意見につきましては、お伝えをして、適切な道路管理、通行規制等に努めていただくように徹底していきたいと考えております。

#### 島田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(11時45分)